

1 業務名

中島公園魅力継承コンテンツ試行運営業務

2 業務の背景及び目的

中島公園は、これまでの長い歴史の中で、豊かな自然と人々の賑わい・憩いとの調和を図りながら公園づくりが進められてきた。近年では、中島公園駅周辺で再開発の機運が高まっており、『第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン』において、中島公園周辺エリアを高次機能交流拠点に位置付け、市民の憩いの場や国内外からの来訪者を含めた交流の拠点として、都心部の貴重なみどりの魅力を向上させるとともに、集客・交流機能や芸術・文化機能の強化を図ることとしている。

これを受け、『札幌市都心のみどりづくり方針』においても、中島公園周辺を重点エリアとし、主要事業として「中島公園の魅力アップに向けた検討を行う」ことを示した。令和5年度からは様々な分野の有識者で構成する検討会を開催し、令和6年度には「中島公園魅力アップコンテンツ」を試行実施するとともに『中島公園未来への魅力継承プラン』をまとめた。

検討会では、「園内の施設ごとに指定管理者が異なっているため、一体的な情報発信が難しい」、「公園と周辺事業者との関係が情報共有程度にとどまっている」、「園内各施設と周辺事業者等とのマネジメント体制の構築が重要である」、「既に魅力があるにもかかわらず、その魅力が伝え切れていない」、「今ある魅力・資源を最大限活かせる取組が必要である」などの課題が指摘され、当該プランにおいて、「実証実験は継続して行う」こととしたところである。

本業務では、中島公園の課題や改善策等を協議しながら公園関係者等による連携・協働体制を構築すること、公園の魅力・資源や各施設の取組・イベント等の情報を市民や国内外からの来訪者へ発信すること、今ある公園の魅力・資源を活かした「魅力継承コンテンツ」を試行実施のうえで公園に関する意見聴取を行うことを目的とする。

3 対象公園

公園名 中島公園

公園種別 総合公園

所在 中央区中島公園ほか

平面図 別紙 都市公園台帳現況平面図を参照

4 業務内容

各業務に関連する詳細は委託者と協議のうえ取り決めることとし、以下のとおり業務を遂行するものとする。

(1) 中島公園における『魅力継承コンテンツ』の試行実施

ア 内容

(ア) 公園関係者等で構成する「連絡会」の開催

- ・(ウ) のイベント前後で2日間以上
- ・公園関係者等は、園内の施設管理者や公園周辺の事業管理者等とする。
※後述する「公園関係者等」についても、同様の定義とする。
- ・中島公園の課題や改善策等を検討、協議する。
- ・特に初回は、イベント日程や概要等を早期に共有するため、開催時期及び周知に配慮すること。
- ・次年度以降の「連絡会」の実施に向けた体制や手法の検討を行う。

(イ) Instagram を活用した情報発信

- ・専用アカウントを作成し、園内の美しい風景や魅力等のほか、各施設から取組・イベント情報等を集約のうえ、日常的に発信を行う。
- ・市民や観光客が中島公園の良さを理解し、興味を示し、訪れたくなるような受け手重視の発信を適時的確に行うことを心掛けること。
- ・改めて魅力の掘り起こしを試みるとともに、絵になるようないわゆる「映えスポット」を発信すること。また、野鳥や野生動物、植生等の観察会や野外学習など、公園への愛着形成の契機となる機会を創出するような発信も視野に入れること。

(ウ) 秋のイベント開催

- ・11月1日（土）～3日（月・祝）のうち2日間以上とする。
- ・公園関係者等と連携・協働しながら、市民や国内外からの来訪者のニーズに応えつつ、今ある公園の魅力・資源を活かしたイベントとする。
- ・開催日にアンケート調査を実施する。市民や国内外の来訪者から幅広い年代にわたり行うこと。

※現時点で、上記期間と同時期に中島公園内で「さっぽろ焼き芋テラス 2025」（南九条広場を予定）の開催が予定されていますが、詳細未定のため開催内容についての問い合わせにはお答えできません。

イ 準備・実施

業務スケジュールの作成、具体的コンテンツ・会場レイアウトの検討、関係部所・各施設管理者及び事業管理者等との連絡調整（連絡会の開催、情報集約を含む）、Instagramによる日常的な情報発信、必要な機材等の準備、当日の運営など、統括的マネジメントを行う。

ウ 実施結果の検証

連絡会の開催概要、Instagramの発信に対する反応や傾向、イベント当日の様子やアンケート等による意見聴取の結果等を集約・分析し、新たに把握した魅力やニーズ、課題や改善点等をまとめる。

(2) 委託者との打合せ協議

初回、中間3回、成果品納入時の計5回程度行う。なお、打合せ協議の時期については委託者との協議により決定する。

(3) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

(4) 留意事項

上記(1)において、下記の点を踏まえて行うものとする。

- 札幌市都市公園条例をはじめ関係規定を遵守し、委託者との協議を踏まえて関係部所との調整を行った内容とすること。
- 大規模な工作物・機材等を必要とせずに実施可能なものとすること。また、後年時においても過度な費用負担等を発生させずに実施可能な程度のものを基本とすること。
- 実施にあたり、園内の施設管理者及び公園周辺の事業管理者等との連携を図るなど、地域の既存ストックの活用を可能な限り検討すること。
- 準備を含め実施の際には、参加者の動線及び他の公園利用者に配慮するなど、十分な安全対策を講じること。

(5) 業務規模

3,000 千円を上限額とする（消費税及び地方消費税 10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(7) 成果品

ア 報告書：A4 縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 1 部（正）

イ 報告書概要版：A3 横 2 枚以内、カラー片面印刷 4 部

ウ 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で 1 組提出

(8) 参加資格

プロポーザル方式による応募を行う時点において、札幌市競争入札資格者名簿に登録され、かつ、以下の要件を全て満たした者。複数者が協力して参加することも可とし、その場合、オ及びカについては、構成員のいずれかが参加資格要件を満たせばよい。なお、契約については、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか 1 者）とし、他の構成員は協力者となる。

- ア 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- エ 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁、令和 2 年 3 月 26 日最近改正）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- オ 令和 5 年度～ 7 年度札幌市競争入札資格者名簿において、業種が「役務（一般サービス業）」の「広告業」に登録されている者であること。
- カ 国又は地方公共団体が発注したイベント等に関する業務の履行実績があること。
- キ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年 2 月 26 日条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員、同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

(9) 企画提案を求める項目

「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、以下について企画提案を行うこと。

ア 業務実施体制等

業務を進めるにあたっての実施体制や業務遂行に伴う費用と内訳、業務スケジュール、過去の類似・関連業務実績、安全対策など

イ 連絡会

開催場所や開催時期、想定される公園関係者等、議題内容、進行方法や連携強化に向けた工夫など

ウ Instagram を活用した情報発信

情報発信の内容や頻度、公園関係者等からの情報集約の方法、多数の方に興味・関心を持たれる工夫など

エ 秋のイベント

公園関係者等との連携・協働方法、市民や国内外からの来訪者のニーズに応えつつ
今ある中島公園の魅力・資源を活かした内容など

オ アンケート調査

効果的に意見把握する手法・体制、国外からの来訪者や幅広い世代から意見把握
する工夫、目標把握人数など

(10) 一般事項

ア 事務局（企画提案書等の提出先、質問の宛先及び関連資料の請求先）

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課企画係

E-mail : midori-suishin-kikaku@city.sapporo.jp

イ 公募型企画競争の日程

（ア）公募開始（告示） 令和7年6月23日（月）

（イ）質問受付期限 令和7年7月2日（水）※

（ウ）企画提案書等の提出期限 令和7年7月15日（火）※

（エ）一次審査（書類） 令和7年7月25日（金）（予定）

（オ）最終審査（プレゼンテーション） 令和7年7月30日（水）（予定）

※提出期限については正午必着とする。

ウ 質問の受付等

（ア）質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記載し、事務局宛てに電子メールで送信すること。（電話や来庁による質問には回答しない。） 電子メールのタイトルは「中島公園魅力継承コンテンツ試行運營業務 質問書」とし、本文に団体名及び担当者氏名を明記する。

送付先メールアドレス：midori-suishin-kikaku@city.sapporo.jp

（イ）質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、質問の要旨及び回答は事務局ホームページ

ジで公表する。公表にあたっては、質問を行った団体名等は公開しない。

エ 提出書類

(ア) 企画提案書等の構成

正本は、以下の①～⑥の構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一か所でホチキス留めすること）。

副本は、以下の②～⑥の構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ① 参加意向申出書(A4 縦、1枚、様式1)
- ② 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式2)
- ③ 類似・関連業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式3)
- ④ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)
- ⑤ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2枚以内、様式自由)
- ⑥ 業務費内訳書（積算書）(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(イ) 企画提案書等の提出

企画提案書等は提出期限までに事務局へ持参又は郵送（特定記録、期限必着）により提出すること。

(ウ) 提出書類様式の入手方法

様式は、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能である。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html>

オ 提出書類の記載にあたっての注意事項

(ア) 業務従事者一覧

- ① 今回の業務を受託する場合に実務に携わる者を記載すること。
- ② 業務を進めるにあたって他の会社の協力が予定されている場合についても記載すること。
- ③ 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。

- ④ 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど、札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろに（○）を付けること。

（イ）類似・関連業務等実績一覧

国又は地方公共団体が発注したイベント、道路やオープンスペースの利活用など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

（ウ）企画提案書

- ① 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
② 提出された企画提案書等は返却しない。

（11）選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「中島公園魅力継承コンテンツ試行運営業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という）において、「（12）評価基準」により、下記ア、イのとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

ア 一次審査

- （ア）提出書類による書類審査を行う。
（イ）一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
（ウ）一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
（エ）応募件数が3件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

イ 最終審査

- （ア）一次審査を通過した企画提案に対し、プレゼンテーション審査を実施する。
（イ）出席者は総括責任者を含み最大3名までとする。
（ウ）プレゼンテーションは1者30分程度（説明15分程度、質疑15分程度）を想定し、順次個別に行う。

- (エ) プレゼンテーションにおいて、電子媒体の使用を認める。書類の配布は認めない。なお、HDMI 端子で接続可能なモニターのみ札幌市で用意可能であり、それ以外の機材は全て企画提案者が用意すること。
- (オ) 最終審査の詳細については、別途通知する。
- (カ) 最終審査の結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

ウ 契約の相手方

- (ア) 契約は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続については、札幌市契約規則による。なお、プロポーザル方式の性質上、提出された企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。
- (イ) 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- (ウ) 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- (エ) 選定後において、提案書類に記載した事項の変更は原則として認めない。

(12) 評価基準

- ア 審査は下表に示す評価の視点による総合点数方式とし、満点の 6 割を最低基準点と定める。
- イ 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- ウ 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を契約候補者とする。同点となった場合は、実施委員会の協議により決定する。
- エ 企画提案者が 1 者となった場合において、合計点数が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
1 業務実施体制等【計 15 点】	
① 業務を円滑に遂行する適切な実施体制及び人員確保がなされているか。予算面、スケジュール面で無理のない計画となっているか。	5
② 過去の類似・関連業務実績が十分であり、これらの実績を本業務に活かすことができるか。	5
③ イベントの実施に当たり、参加者の動線や他の公園利用者への配慮など、十分な安全対策が検討されているか。	5
2 連絡会【計 20 点】	
① 連絡会の趣旨を十分に理解したうえで、公園関係者等や議題内容を想定しているか。	10
② 積極的に参加者の意見を引き出し、連携強化が図られる工夫がなされているか。	10
3 Instagram を活用した情報発信【計 20 点】	
① 中島公園の魅力・資源を十分に理解し、Instagram の特長を活かした効果的な発信が見込めるか。多数の方に興味・関心を持たれる工夫がなされているか。	10
② 情報発信の頻度は十分にあるか。	5
③ 公園関係者等から取組・イベント情報などを円滑に集約し、連携した発信が見込めるか。	5
4 秋のイベント【計 30 点】	
① 市民や国内外からの来訪者ニーズに応える内容となっているか。	10
② 中島公園の魅力・資源を十分に活かした内容となっているか。	10
③ 公園関係者等と円滑に連携・協働を図る手法が取られているか。	10
5 アンケート調査【計 15 点】	
① 効果的に意見把握する手法・体制が取られているか。国内外からの来訪者や幅広い世代から意見把握する工夫がなされているか。	10
② 十分な目標把握人数が設定されているか。	5
合計	100

(13) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

イ 本提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本公募型企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各

様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(14) その他留意事項

ア 本公募型企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。

イ 提出書類の著作権は、企画提案者に帰属する。

ウ 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本公募型企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。なお、受託者名及び評価点は、契約の締結後、本公募型企画競争の結果と併せて公表する。

エ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

オ 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

カ 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。

キ 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

ク 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。
また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、札幌市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供することを禁ずる。

ケ 審査の結果について疑義があるときは、通知があった日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）以内に、事務局に対し、自らの評価について書面により疑義の申し立てをすることができる。

(15) 問合せ先

〒060 - 0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 6 階
札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課
担当：大山、佐藤

(16) 参考資料

ア 大通公園・中島公園あり方検討会 資料・議事録

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/arikatakentoukai/past.html>

イ 中島公園未来への魅力継承プラン【本書】

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/documents/nakajimaparkfascinationinheritanceplan.pdf>

ウ 札幌市都市公園条例

https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/dlw_reiki/H332901010003/H332901010003.html